

陸前高田市まちづくり総合計画策定指針

1 策定の趣旨

本市は、東日本大震災からの復興を実現するため、平成23年12月に「陸前高田市震災復興計画」を策定し、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を目指したまちづくりを推進しているが、計画期間が平成30年度をもって終了する。

この間、被災者の住宅再建を最重点課題としながら、防潮堤工事や新たな中心市街地の再生など、官民連携のもと一日も早い復興を目指し各種事業に取り組んでいる。

一方で、この震災により人口減少は急速に進展し、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進み、今後、本市を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想されることから、次期総合計画においても、新たなまちづくりに向けて事業を継続させながら、より発展、具現化させ、実効性がある事業展開を図っていくことが重要である。

このような中、平成23年5月には「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、地方の創意工夫による計画づくりが可能となったことから、新しい総合計画の名称を「陸前高田市まちづくり総合計画」とし、子どもから高齢者まで市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」を背景に、市民と共に持続可能なまちづくりの指針としての総合まちづくり計画を策定する。

2 計画策定における基本的な考え方

(1) 市民との協働による計画づくり

計画策定段階から情報発信を行うとともに、市民参加の機会を多く設けることにより、市民との協働による計画を策定する。

(2) 現状を把握した計画づくり

市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉えるとともに、震災復興計画、総合戦略をはじめとする各施策分野の個別計画や、国、県などの上位計画との関連性をもった計画を策定する。

(3) 市民にわかりやすい計画づくり

実現可能で明確な目標と簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を策定する。

(4) 人口減少社会に対応した計画づくり

人口減少の進展などにより、今後とも厳しい財政状況が予想される中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、成果指標による計画の達成状況の評価を行いながら、計画の推進と健全な財政運営の均衡が図られる計画を策定する。

3 計画の概要

(1) 名称

「陸前高田市まちづくり総合計画」とする。

(2) 構成と期間

- ① 基本構想 市の最上位計画として、市の将来像を描き、その実現に向かって市民との協働によるまちづくりを進めて行くための指針。

平成31年度を初年度とし、平成40年度までの10年間を計画期間とする。

- ② 基本計画 基本構想に掲げる政策の実現の手段である施策を示すもの。

平成31年度を初年度とし、前期計画5年間（平成31年度～平成35年度）、後期計画5年間（平成36年度～平成40年度）とする。

- ③ 実施計画 基本計画に掲げる施策について、その実現に向けた年度ごとの事務事業及び財政計画を示すもの。

3年間のローリング方式により毎年度見直しを行う。

【総合計画期間】

年 度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
基本構想	基本構想（１０年間）									
基本計画	前期基本計画（５年間）					後期基本計画（５年間）				
実施計画	実施計画　３年間のローリング方式									

4 策定体制（別紙1参照）

(1) 議会

基本構想案及び基本計画案の議決を行う。議会から様々な観点からの意見・提言を伺うため、全員協議会等において情報提供を行う。

(2) 総合計画審議会

陸前高田市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、調査審議する。審議会は、団体の役員、知識経験を有する者、市民、その他必要と認める者により、委員３５人以内をもって組織する。

(3) 市民参加

市民や各種団体等の関係者からの意見等を計画に反映させるため、次のとおり取り組む。

- ① 市民意識調査の実施
- ② 市政懇談会の開催
- ③ 各種団体等との意見交換会の開催
- ④ 地域別まちづくり懇談会の開催
- ⑤ 市広報やホームページでの策定経過の公表
- ⑥ パブリックコメントの実施

(4) 庁内体制

① 総合計画策定連絡委員会

陸前高田市総合計画策定連絡委員会規程に基づき、副市長、各理事及び各部局長で組織し、基本構想、基本計画の策定に関しての必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図り、庁内の意思決定機関として審議を行う。

② 庁内調整会議

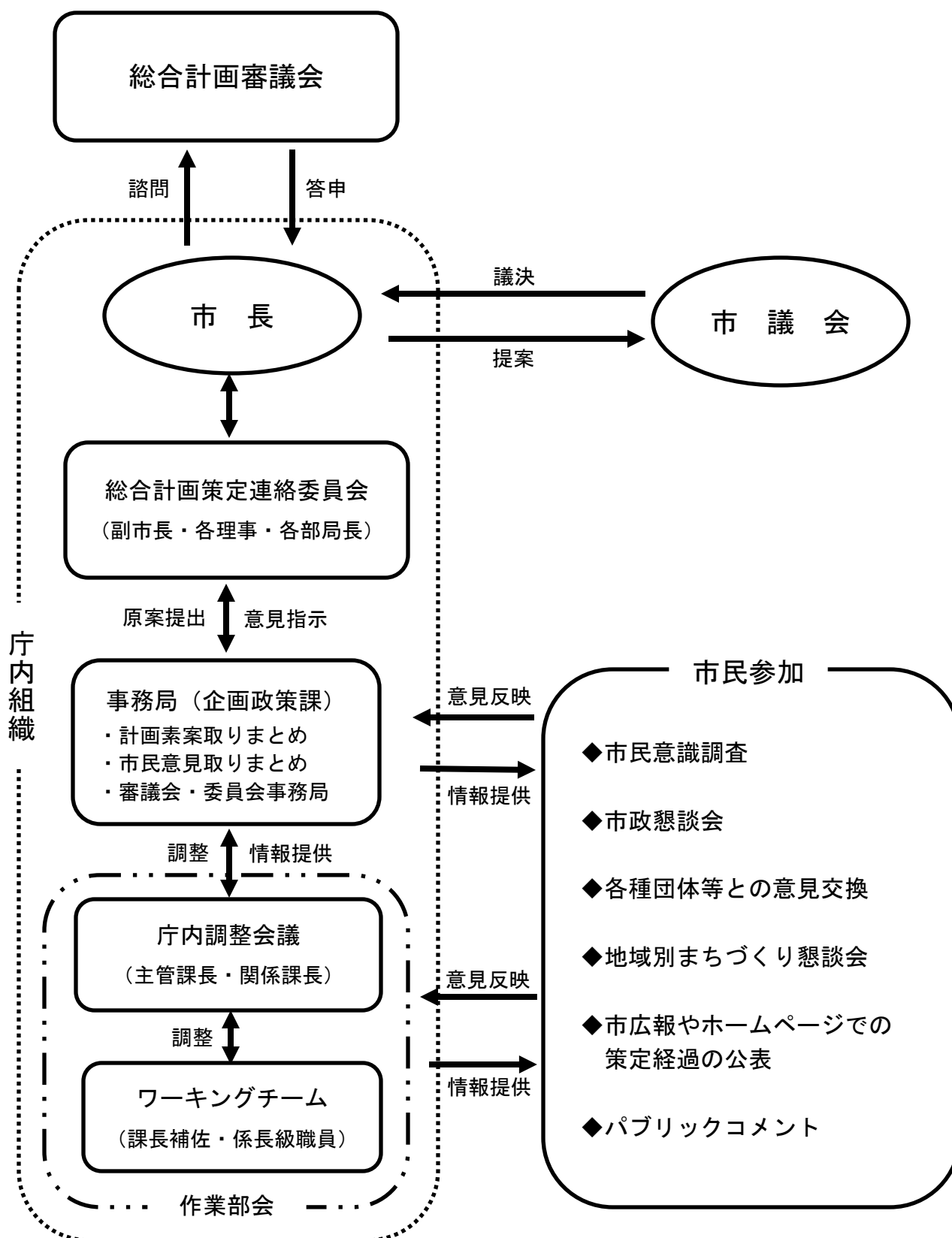
主管課長及び関係課長で組織し、基本構想素案及び基本計画素案を策定する。

③ ワーキングチーム

課長補佐及び係長級職員で組織し、各種団体等との意見交換会等に参加するとともに、課内調整を図りながら各施策を横断的に協議し、市民からの意見等を踏まえた基本構想素案及び基本計画素案づくりを行う。

5 策定の流れ（別紙２参照）

陸前高田市まちづくり総合計画策定体制



陸前高田市まちづくり総合計画策定の流れ

